

第9号様式（3条関係）

火災とまぎらわしい煙又は火炎を發するおそれのある行為の届出書

富津市消防長		様		年 月 日	
		届出者		住所	
				氏名	
				電話	
焼却禁止の 例外区分 ※該当する番号に○ を記入して下さい。	1	国又は地方公共団体の廃棄物の焼却			
	2	震災、風水害、火災、凍霜害等の廃棄物			
	3	風俗習慣上又は宗教上の廃棄物			
	4	農業、林業又は漁業の廃棄物			
	5	たき火その他日常生活の廃棄物			
目的					
日時	年 月 日から		年 月 日まで		
	( 時 分頃から		時 分頃まで)		
焼却実施場所	富津市				
責任者 氏名・電話					
焼却物の種類 数量等					
消火用具の概要			作業人員	名	
※ 受付欄			※ 経過欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 本届出は、火災予防上の届出であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づく禁止行為を解除するものではない。
- 3 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

焼却禁止の例外区分とは、次の行為をいう。

- (1) 「国又は地方公共団体の廃棄物の焼却」とは、国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却（海岸管理者が海岸管理のため回収した漂着物を焼却など）
- (2) 「震災、風水害、火災、凍霜害等の廃棄物」とは、震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却（災害時や災害復旧時の木くず等の焼却など）
- (3) 「風俗習慣上又は宗教上の廃棄物」とは、風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんど焼き、お焚き上げによるお守りや人形等の焼却など）
- (4) 「農業、林業又は漁業の廃棄物」とは、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（農業者が行う害虫駆除、漁業者が行う魚網に付着した海産物や流木等の焼却など）
- (5) 「たき火その他日常生活の廃棄物」とは、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（風呂炊き、バーベキュー、キャンプファイヤーなど）

#### 焼却にあたっての注意事項

- (1) 実施に際しては、周囲の可燃物等から十分安全な距離をおいて行うこと。
- (2) 水道水、水バケツ、消火器等の消火用具を備えること。
- (3) 焼却する場合は、少量ずつ焼却すること。
- (4) 気象条件、燃焼状況に対応できるよう責任者を常時監視人として配置すること。
- (5) 火災警報発令時又は強風などで延焼危険が大であると考えられる場合には中止すること。
- (6) 焼却が終了したときは、放置せず必ず残火処理をすること。
- (7) 119番通報及び苦情等があった場合、消防車など（警察や市役所担当課）が確認のため出動することがあります。